

美唄市新規創業・

新規創業を
応援します!!

新分野進出補助金

この補助金は、美唄市内で新たに起業・創業や新分野に進出する中小企業者を対象に、その創業等に要する経費の一部を補助するものです。

【補助率】 1/2 【限度額】 50万円

募集期間

令和2年 4月 1日（水）から
令和2年12月25日（金）まで随時募集中



補助の内容

新規創業や新分野進出にあたり初期投資に必要な経費のうち、以下のものを補助します。

事務所・店舗
等開設経費

法人登録等に
関する経費

販売促進に関
する経費

提出書類

- ①補助申請書
- ②創業・新分野進出事業計画書
- ③事業所の位置図及び平面図
- ④経費内訳書
- ⑤特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する書類（新規創業のみ）
- ⑥納税証明書

<お問い合わせ先>

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市経済部経済観光課商工労働係（創業担当）

【TEL】0126-63-0111（直通） 【E-mail】 shokou@city.bibai.lg.jp

美唄市新規創業・新分野進出補助金 募集概要

■補助金交付対象者

本市において、新たな事業を開始する具体的な計画を有する者であって、次の区分によりそれぞれ該当する者（申請日において事業を行っていないこと。）

1. 新規創業者

美唄商工会議所が開催する創業塾（認定特定創業支援事業）を受講した者で市内に事業所等を受け創業する者（個人・法人を問わない）

2. 新分野進出事業者

市内に事業所を置く中小企業者で新たに市内で会社を設立し新分野へ進出する者

■事業計画の審査基準

1. 事業の実現性・継続性・成長性がみとめられること。
2. 創業・新分野進出が確実であること。
3. 市内金融機関又は日本政策金融公庫からの資金調達が見込める事業であること。
4. 次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 市税に滞納がないこと。
 - (2) 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

■対象事業

新規創業・新分野進出を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする。

■補助対象経費

○事務所・店舗等開設経費

- 1 新たに開設する事業所等の外装及び内装並びに設備に係る工事
- 2 什器備品等の購入及び設置に係る経費（事業の用に供するものに限る。）

○法人登録等に関する経費

- 1 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。）
- 2 商号登録に係る登録免許税（個人の場合に限る。）
- 3 法人設立及び商号登録に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費

○販売促進に関する経費

- 1 広報宣伝費
- 2 パンフレット作製費
- 3 ホームページ制作費

補助金交付までの流れ

